

第 5 章

区の重点課題と解決の方向性

区立幼稚園は、小学校への円滑な接続の観点から、すべての小学校（８校）の敷地内に併設されており、小学校との交流が盛んに行われています。しかしながら、区立幼稚園８園の短時間児童数は令和６年と１０年前の平成２６年を比較するとおよそ３４％減少し、定員充足率（園児数÷定員数）は５４％となっています。そのため、当面は、本区の特徴の一つでもある「８校８園体制」を維持しつつも、区民ニーズに応じた様々な取組みを展開することで、定員充足率の向上につなげていきます。

（１）長時間保育の実施及び給食の提供

区民ニーズ調査の結果では、長時間保育の実施や給食の提供が幼稚園に求められていることが分かりました。そのため、現在、長時間保育の実施及び給食の提供ができていない区立幼稚園について、長時間保育を実施できるよう人員の確保と、給食が提供できるよう調理施設の確保に努めます。また、今後の保育需要を注視し、認定こども園への移行も視野に入れて検討していくこととします。

（２）幼児教育の充実

本区では、これまで「千代田区の子どもたちのための就学前プログラム」に基づき、小学校への滑らかな接続を目指す観点から、同質の教育・保育を提供すべく施設間相互の連携・協力を強化し、教育・保育の質を高めるため、区立・私立の保育園や区立幼稚園、区立小学校の保育士・教職員との間で交流を進めてきました。

研修や行事等で保幼小の職員同士の連携や子ども同士の交流機会を通じて、質の高い初等教育の提供・充実につなげていきます。

また、子どもたちの自立心や探究心を育ていくために、一人ひとりの発達に必要な体験が得られる環境構成や適切な援助を行うほか、国際的な視野を広め、将来グローバルに活躍する人材の育成を目指し、多文化理解の促進と国際感覚の醸成に資する国際教育を推進していきます。

2 保育の質の向上

本区では、これまで出生数の増加や子育て世帯の転入などによる保育需要に対応するため、区立保育園の拡充や私立認可保育園を含めた保育施設の誘致など、待機児童ゼロに向けた取組みを進めてきました。その結果、過去 10 年間のうち 9 回の待機児童ゼロを実現するなど、取組みの成果が表れています。また、本区では、全体としては今後も人口増加が予測されており、引き続き、待機児童ゼロに向けた取組みを継続していく必要がありますが、全国的な少子化の進展や、区内における 0 ～ 5 歳人口の減少などが予想されるため、これまでの量の確保を中心とした施策から質の向上を図る施策への方針転換を行い、区民の教育・保育ニーズに的確に応えていくことが必要となります。

(1) 保育従事者の質の向上

保育の質を考えるうえでは、保育従事者の子どもとの関わり方が何よりも重要です。保育従事者が子どもの自立心や主体性が育まれるように見守り、応答的に関わることで、子どもの主体的・対話的な深い学びが実現します。

そのため、現在、区で実施している各種研修制度の充実を図るとともに、保育従事者が研修を受けられる環境整備を行うことで人材育成を推進します。また、保育所等の指導検査や巡回支援を通じて、保育従事者等に対して必要な助言・指導・相談を行うなど、保育全般の質の向上につなげていきます。

(2) 保育従事者の増員

区民ニーズ調査の結果では、「保育園等における保育サービスで特に充実してほしいと思うもの」として、「保育従事者の増員」と回答された方の割合が高くなっています。

また、令和 6 年度には、76 年ぶりに「保育士配置基準」が見直され、4 歳児と 5 歳児の保育士配置基準が、「30 人から 25 人」へ、3 歳児の保育士配置基準も「20 人から 15 人」へと変更されました。今後も国において見直しが予定されている等、保育従事者の増員がさらに進む傾向が見込まれます。

こうした状況を踏まえ、今後、区としての必要な配置の考え方を整理し、保育士配置基準見直しのための条例改正について検討を行うとともに、保育士等の処遇改善等も含め、本区の地域ニーズに即した独自の視点から保育従事者の増員を図っていきます。

また、障害の有無に関わらず、すべての子どもが広く保育を受けられるよう、今後も加配保育士の配置及び補助金の充実について検討を行っていきます。

（３）安全管理体制の充実

全国的に、保育施設等で発生した重大事故の報告件数は毎年増加しており、園児の安全確保の必要性が高まっています。また、園内での不適切な保育や保育従事者等による虐待についても社会問題となっており、施設の安全性の確保、事故等の未然防止対策が必要とされています。

区内の保育施設等において重大な事故や虐待等は確認されていないものの、子どもに対する体罰や言葉の暴力は決してあってはならないものであり、徹底して対策を行う必要があります。改めて区においても指導検査を強化するとともに、保育内容に関する訪問指導を新たに実施し、不適切な保育や虐待等の早期発見及び未然防止に努めます。また、虐待や不適切な保育に係る相談窓口の普及・啓発を行うことで、虐待等が疑われる事案を速やかに把握するよう努めます。

（４）土曜日・日曜日・祝日や長期休暇中の保育の実施・充実

共働き世帯やひとり親世帯の増加、働き方の多様化等により、土曜日・日曜日・祝日や長期休暇中の保育ニーズも高くなっています。

現在、保育所等では日曜日の保育は行っておらず、幼稚園では原則として土曜日・日曜日・長期休暇中の保育を行っていません。特に日曜保育については、平日と比較して利用希望者が少なく、基準上も実施が必須ではないこともあり、現在の体制では実施が困難です。

今後は、幼稚園については長期休暇中の保育の実施を行い、保育所等については日曜保育の実施について実施の可否を含めて検討を行っていくこととします。

（５）保育内容の充実、付加的プログラム

区民ニーズ調査の結果では、「保育園等における保育サービスで特に充実してほしいと思うもの」として、「通常の保育時間内の保育内容の充実（園外保育等のイベント、体操、英語等の付加的プログラムの実施）」と回答された方も多く見られました。

付加的保育を効果的に実施することで、子どもの健やかな成長や心身の発達を促す効果が期待されます。今後は、既存の保育内容に加えて様々なプログラムが実施できるよう検討していきます。

（６）一時（いつとき）預かりと病児保育の充実

本区では、保育園・こども園などの一時保育のほかに、児童館等の一時（いつとき）預かり保育、拡大型一時（いつとき）預かり保育も行っており、保護者のリフレッシュや、通院、学校行事、講習会などで出かけたいときに利用することができます。今後も、適正な需給バランスに留意しながら現在の確保体制を維持していきます。新規に事業を実施したい意向がある事業者については、教育・保育の需給バランス等を勘案し、ニーズに応じて事業を実施していくこととします。

また、本区は、これまで病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かる病後児保育を区立保育園等において実施してきました。しかし、病気の回復期に至らず、集団保育を受けることが困難な乳幼児を保育する病児保育については、区民ニーズ調査の結果でも最も多くなっています。こうした状況を踏まえて、安心して働ける環境づくりを行うため、令和６年４月より、病児保育を行う施設を区としてはじめて開設しました。病児・病後児保育については、今後も事業の拡充に向けて、訪問型などの様々な実施形態を検討し、取組みを進めていく必要があります。

（７）こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度の本格実施に向けて、保育所等の機能拡充を図ります。就労要件に関わらず、これまで保育所等を利用することができなかった子どもについても支援を強化することで、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な教育・保育環境の整備を図ります。様々な実施方式・運用方法を検討し、子どものより良い成長の観点から、最適な方法となるよう努めます。

3 今後の保育施設整備の方向性について

保育施設整備についてはこれまで待機児童対策として急ピッチで進めてきたところですが、就学前児童数の推移傾向に変化が見られ需給バランスも変わってきたことから、現在では整備は立ち止まっている状況です。今後は、就学前児童数の推移や入園申込者数、留保者数（待機児童ではないが希望園への入園が叶わず待ち状態の児童）等も見ながら、整備については慎重に判断していきます。

認可保育園や認定こども園、家庭的保育事業等、認証保育所については、需給バランスに留意しつつ運営を行っていきます。特に区有地を活用した保育施設については、保育の安定的な供給の必要性から、需給バランスを踏まえた運営の判断はより慎重に行うこととします。また、保育所運営に関する保育事業者の意向については定期的に確認し、閉所する場合には、児童や保護者に与える影響をなるべく抑えるため、十分な期間を設けるよう事業者と協議していきます。

また、区内には様々な保育施設がありますが、閉所する保育施設も出てきているため、必要に応じて、区独自施策として行っている運営費や利用料の補助等については保育ニーズに見合った内容に見直すとともに、区独自に補助を行っている認可外保育施設については家庭的保育事業等や認可保育園、認証保育所への移行について検討する等、補助金等のあり方を見直していきます。

さらに、下表のとおり、区立小学校の通学区域である8区域ごとの児童数に対する定員と空き状況を整理したところ、空き状況は区域によって偏りが見られることが分かりました。定員比率が高い区域で空き比率が必ずしも高いわけではなく、空き状況については複数の要因が影響していると考えられます。今後、保育施設の移転や新規整備の際には、地域の保育ニーズに応じた施設の配置となるよう留意し、空き比率と定員比率を参考にしたうえで、空きが少なくかつ比較的施設整備が進んでいない区域に整備するよう努めます。

■ 各小学校区域別の児童数と定員比率（R6.3.1 時点）

<区域別全歳児合計 定員比率>

区域	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
麹町	600	355	293	62	17%	59%
九段	559	178	147	31	17%	32%
番町	403	383	343	40	10%	95%
富士見	570	447	415	32	7%	78%
お茶の水	507	309	215	94	30%	61%
千代田	462	391	302	89	23%	85%
昌平	359	443	357	86	19%	123%
和泉	552	249	220	29	12%	45%
合計	4,012	2,755	2,292	463	17%	69%

※「在園児数」は各区域内にある施設に在籍している園児数（必ずしも区域内在住児童が通っているわけではない）

※「空き比率」は「認可定員」に対する「空き数」をあらわす

※「定員比率」は「児童数」に対する「認可定員」をあらわす

■ 各小学校区域別各歳別の児童数と定員比率（R6.3.1 時点）

<区域別各歳児別 定員比率>

1. 麹町区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	156	58	54	4	7%	37%
1 歳児	74	75	60	15	20%	101%
2 歳児	79	67	54	13	19%	85%
3 歳児	88	54	46	8	15%	61%
4 歳児	92	51	36	15	29%	55%
5 歳児	111	50	43	7	14%	45%

2. 九段区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	123	23	23	0	0%	19%
1 歳児	70	32	30	2	6%	46%
2 歳児	70	35	34	1	3%	50%
3 歳児	102	31	19	12	39%	30%
4 歳児	82	30	22	8	27%	37%
5 歳児	112	27	19	8	30%	24%

3. 番町区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	93	45	45	0	0%	48%
1 歳児	60	59	59	0	0%	98%
2 歳児	59	64	54	10	16%	108%
3 歳児	57	71	62	9	13%	125%
4 歳児	71	72	57	15	21%	101%
5 歳児	63	72	66	6	8%	114%

4. 富士見区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	147	56	50	6	11%	38%
1 歳児	74	73	71	2	3%	99%
2 歳児	76	79	75	4	5%	104%
3 歳児	76	81	71	10	12%	107%
4 歳児	104	82	72	10	12%	79%
5 歳児	93	76	76	0	0%	82%

5. お茶の水区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	159	36	36	0	0%	23%
1 歳児	64	49	35	14	29%	77%
2 歳児	64	56	39	17	30%	88%
3 歳児	74	56	31	25	45%	76%
4 歳児	59	56	35	21	38%	95%
5 歳児	87	56	39	17	30%	64%

6. 千代田区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	154	60	49	11	18%	39%
1 歳児	71	75	60	15	20%	106%
2 歳児	62	74	60	14	19%	119%
3 歳児	67	63	51	12	19%	94%
4 歳児	64	65	36	29	45%	102%
5 歳児	44	54	46	8	15%	123%

7. 昌平区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	99	46	46	0	0%	46%
1 歳児	60	78	74	4	5%	130%
2 歳児	47	83	69	14	17%	177%
3 歳児	58	77	62	15	19%	133%
4 歳児	46	79	57	22	28%	172%
5 歳児	49	80	49	31	39%	163%

8. 和泉区域

	児童数	認可定員	在園児数	空き数	空き比率	定員比率
0 歳児	167	30	26	4	13%	18%
1 歳児	84	40	40	0	0%	48%
2 歳児	79	44	44	0	0%	56%
3 歳児	71	49	42	7	14%	69%
4 歳児	72	47	39	8	17%	65%
5 歳児	79	39	29	10	26%	49%

第 6 章

計画の推進にあたって

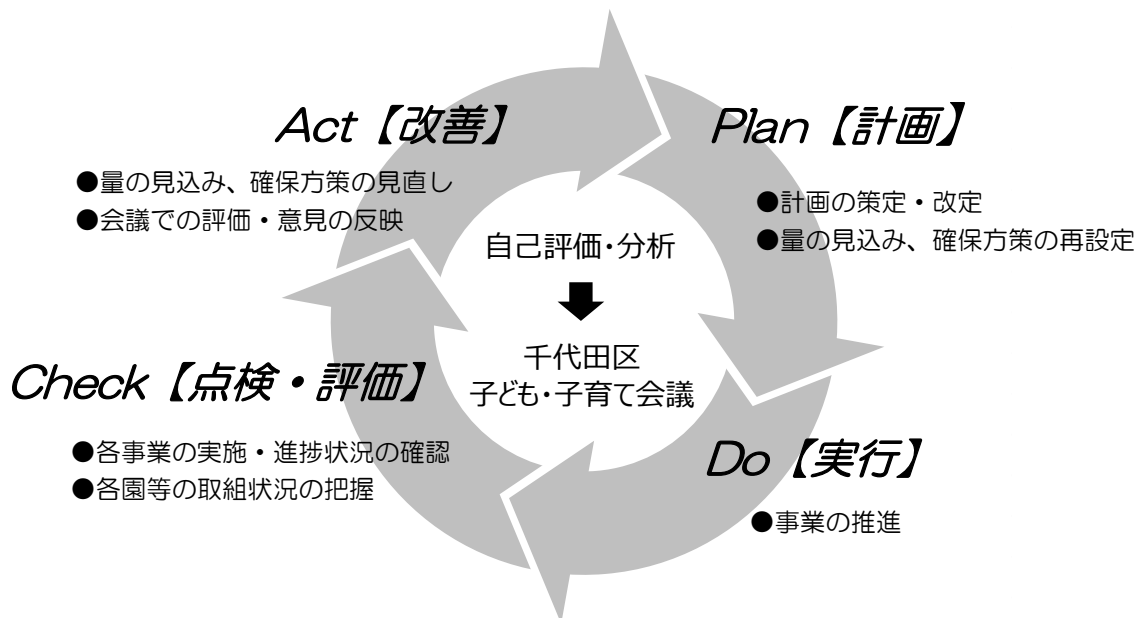
I 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に位置づけられた各取り組みや事業については、国の基本指針に従い、年度ごとにPDCAサイクルを基本とした点検・評価を実施していきます。

また、点検・評価の結果が、より実効性の高い施策展開につなげられるよう、実績や効果等について自己評価を行うとともに、この自己評価に対して「千代田区子ども・子育て会議」における学識経験者等の知見を活用し、第三者の視点から評価を行っていきます。

点検・評価の結果は、その後の施策展開に反映するとともに、議会への報告及び広く区民への公表を行い、行政の透明化を図っていきます。

■計画の点検・評価の方法（PDCAサイクルの考え方）



2 計画の推進体制

本計画は、教育委員会だけでなく、庁内関係部署との連携を強化し協力して推進していきます。

また、子どもの育成や子育て世帯に対する支援は、園・学校のみならず、家庭、地域の総合力を発揮することが重要であり、区民や地域団体等、多様な主体との連携・協力が欠かせません。そのため、これら多くの関係者との連携・協力の下、子どもの育成や子育て世帯を、まち全体で支える仕組みづくりを進めていきます。

資料編

千代田区子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 18 日条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、千代田区（以下「区」という。）に千代田区子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、別に定めるものを除き、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

(1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務

(2) その他子ども・子育て支援に関する事務で千代田区長（以下「区長」という。）が必要と認めるもの

(組織)

第 4 条 子育て会議は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) 前各号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議は、会長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第 8 条 子育て会議の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(部会の設置)

第 9 条 子育て会議に、部会を設置することができる。

2 部会を設置する場合においては、子育て会議において部会長その他の部会の構成を定めなければならない。

(意見の聴取)

第 10 条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 11 条 子育て会議の庶務は、区教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後初めて区長が委嘱し、又は任命する委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(会議の招集の特例)

3 会長が選任されるまでの間における子育て会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、区長が招集する。

附 則 (令和 5 年 3 月 14 日条例第 6 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和6年度 千代田区子ども・子育て会議 委員名簿

No.		氏 名	役 職
1	学識経験者（会長）	大日向 雅美	恵泉女学園大学学長
2	企業、経済団体等 関係者（副会長）	舟橋 千鶴子	東京商工会議所千代田支部 情報産業分科会副分科会長
3	労働者代表	戸塚 寛之	連合千代田地区協議会幹事
4	関係団体区民	岩本 亜希子	青少年委員
5	関係団体区民	水野 智佳子	主任児童委員
6	保育事業者	長岡 慎吾	グローバルキッズ飯田橋こども園施設長
7	社会福祉協議会	川野 圭一	在宅サポート課 在宅サポート係長
8	発達支援事業者	山崎 佳生子	子ども発達センター「さくらキッズ」サービス 提供責任者
9	子どもの保護者	松井 正寛	保育園保護者
10	公募委員	松本 光代	区民（公募委員）
11	公募委員	大串 博康	区民（公募委員）
12	行政	小川 賢太郎	子ども部長
13	行政	加藤 伸昭	子ども総務課長
14	行政	湯浅 誠	子ども支援課長
15	行政	吉田 啓司	児童・家庭支援センター所長
16	行政	上原 史士	指導課長
17	行政	千野 俊	保健サービス課長

（敬称略）

3 計画策定の経緯

時 期	内 容
令和6年 1月～2月	子育て支援に関する区民ニーズ調査の実施
8月5日	第1回千代田区子ども・子育て会議 ○第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画策定に係る量の見込みと確保方策について
令和7年 1月30日	第2回千代田区子ども・子育て会議 ○第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画の素案について
2月20日～ 3月7日	パブリックコメントの実施
3月25日	第3回千代田区子ども・子育て会議 ○パブリックコメントの結果について ○第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画の策定について

第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画

発行 令和7年3月

千代田区教育委員会事務局 子ども部子育て推進課

〒102-8688 東京都千代田区九段南一丁目2番1号

電話 (03) 5211-3653



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。